

# 大分県報

令和六年  
第五四八号  
十月四日

（金曜日）

## 目次

### 告示

建築基準法による道路位置の指定（二件）……………

### 選挙管理委員会告示

選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数（その総数が四十万を超える八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）……………

### 公安委員会告示

乗合自動車の停留所における旅客の運送の用に供する自動車の停車又は駐車に関する留意……………

### 公告

開発行為の完了（三件）……………

## ○告示

### 大分県告示第四百五十五号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号の規定により、次のように道路の位置を指定した。

令和六年十月四日

大分県知事

佐藤 樹一郎

指定番号	指定位置	指定年月日	道路の幅員	道路の延長
			メートル	メートル

令和六年十月四日

別第六一  
号  
杵築市大字南杵築字中平前二  
四七五番一三  
令六・九・一三  
五・〇〇  
二九・五〇

### 大分県告示第四百五十六号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号の規定により、次のように道路の位置を指定した。

令和六年十月四日

大分県知事 佐藤 樹一郎

指定番号	指定位置	指定年月日	道路の幅員	道路の延長
大土第五一 六号	由布市挾間町古野字大間四八 番一ほか八筆及び四八番一ほ か四筆の各地先水路	令六・九・一三	メートル 六・〇〇 五・〇〇	メートル 三六・五四

## ○選挙管理委員会告示

### 大分県選挙管理委員会告示第二十七号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条、第七十五条、第七十六条、第八十条、第八十一条及び第八十六条並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第八十条の規定による令和六年九月三十日現在で大分県議会議員及び大分県知事の選挙権を有する者（以下「選挙権を有する者」という。）の総数の五十分の一の数及び三分の一の数（その総数が四十万を超える八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

令和六年十月四日

大分県選挙管理委員会委員長 一木 俊廣

一 地方自治法第七十四条及び第七十五条の規定による選挙権を有する者の総数の五十分の一

大分県報（告示・選管委告示）

### ○公安委員会告示

#### 大分県公安委員会告示第101号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第44条第2項第2号の規定により、佐伯市内の乗合自動車の停留所における旅客の運送の用に供する自動車の停車又は駐車について、次のとおり当該停車又は駐車に関係のある者と合意した。

令和6年10月4日

大分県公安委員会委員長 平 川 加 奈 江

- 1 旅客の運送の用に供する自動車が停車又は駐車をする乗合自動車の停留所の名称  
別表のとおり
- 2 停車又は駐車をする旅客の運送の用に供する自動車の範囲  
佐伯市が運行する住民等の無償運送の用に供する自動車
- 3 停車又は駐車が道路又は交通の状況により支障がないものとなるようするため必要と認める事項

大分バス株式会社と佐伯市との運行時刻等についての調整

別表

停留所の名称	所在地	合意日
1 小浦	佐伯市米水津大字小浦	令和6年9月11日
2 栗嶋神社前	佐伯市米水津大字小浦	
3 檜の浦	佐伯市米水津大字小浦	
4 竹の浦	佐伯市米水津大字竹野浦	
5 潮月寺下	佐伯市米水津大字竹野浦	
6 久保浦（米水津）	佐伯市米水津大字浦代浦	
7 米水津小学校前	佐伯市米水津大字浦代浦	
8 浦代東	佐伯市米水津大字浦代浦	
9 浦代	佐伯市米水津大字浦代浦	
10 木場	佐伯市米水津大字浦代浦	

一 の数 一八、六三〇人

二 地方自治法第七十六条、第八十一条及び第八十六条並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第八条の規定による選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）

二一六、四三三人

三 地方自治法第八十条の規定による大分県議会議員の各選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）

- 大分市 一三一、六七四人
- 別府市 三一、一三四人
- 中津市 二二、三〇五人
- 日田市 一七、〇九七人
- 佐伯市 一八、八二六人
- 臼杵市 一〇、二三七人
- 津久見市 四、五四六人
- 竹田市 五、五九九人
- 豊後高田市 五、九八二人
- 杵築市 七、六二四人
- 宇佐市 一四、六九〇人
- 豊後大野市 九、四一四人
- 由布市 九、二六二人
- 国東市・姫島村 七、九三一人
- 日出町 七、七五六人
- 九重町・玖珠町 六、四一四人

○公 告

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第二項の規定により、次の開発区域の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和六年十月四日

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

一 開発区域に含まれる地域の名称

中津市大字永添字六畝町二千六百八十四番七、二千六百八十四番五十四、二千六百八十四番五十五、二千六百八十四番五十六及び二千六百八十四番二十九の一部並びに二千六百八十四番七、二千六百八十四番五十四、二千六百八十四番五十五及び二千六百八十四番五十六の各地先里道（二工区）

二 開発区域の面積

一万六千四百三十六・六一平方メートル

三 許可を受けた者の住所及び名称・氏名

中津市豊田町十四番地三

中津市土地開発公社 理事長 前 田 良 猛

四 完了検査年月日

令和六年九月三日

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第二項の規定により、次の開発区域の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和六年十月四日

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

一 開発区域に含まれる地域の名称

由布市挾間町来鉢字フクロヲ三十九番一ほか三十五筆及び四十六番三ほか二筆の各一部並びに四十六番一ほか三筆の各地先里道及び三十九番十八ほか三筆の各地先水路

二 開発区域の面積

五千六百一十一・〇五平方メートル

三 許可を受けた者の住所及び名称・氏名

大分市大字駄原千四百三十四番地一

株式会社トリア不動産 代表取締役 伊 勢 英 一

令和六年十月四日

四 完了検査年月日

令和六年九月十日

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第二項の規定により、次の開発区域の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和六年十月四日

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

一 開発区域に含まれる地域の名称

由布市湯布院町川北字高原八百九十九番二十二ほか二十一筆及び八百九十九番二十二ほか五筆の各地先里道、字小熊野九百十八番二十三及び九百十八番三十八の各一部並びに九百十六番三十七ほか十四筆の各地先里道並びに宇川原向九百十九番十三の一部並びに九百十九番十三地先里道及び九百十九番十三地先水路

二 開発区域の面積

一万二千三百五十八・三五平方メートル

三 許可を受けた者の住所及び名称・氏名

東京都港区港南二丁目十六番五号

楽天信託株式会社 代表取締役 柴 垣 宏 行

四 完了検査年月日

令和六年九月十九日

大分県報（公告）